

# 規制改革推進会議

## 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ ご説明資料

令和 8 年 5 月 19 日

農林水産省

# 遊休農地の解消に向けた対応について

- 遊休農地は、耕作条件が悪いことから**単体での利用が見込めず**、農地利用の再開に必要な**条件整備にも多額の費用や労力を要する**。
- 遊休農地を解消するためには、**周辺農地を含めた一体的な利用権設定や基盤整備事業の活用**により**耕作条件の改善**を図るか、**粗放的な農地利用**により**更なる荒廃化を防止**することが必要。
- これらの解消策は、いずれも**地域ぐるみの取組が必要となることから**、遊休農地の地権者が単独で取り組むことは困難。

## <遊休農地の活用の課題>

### 遊休農地 (R6 9.8万ha)

- 地形や日照等の条件が耕作に適さない
- 抜根等の基盤整備なくして耕作が見込めない

傾斜地で小区画



伐根等が必要



## <耕作条件の改善>

### ① 周辺農地を含めた**一体的な利用権設定**

- 遊休農地を含めてまとまった形で借り受け、利用意向のある担い手に貸し付け

集積前



集積後



### ② **基盤整備事業の活用**

- 農地を大区画化・集約化し、生産性を向上

整備前



整備後



## <粗放的な農地利用>

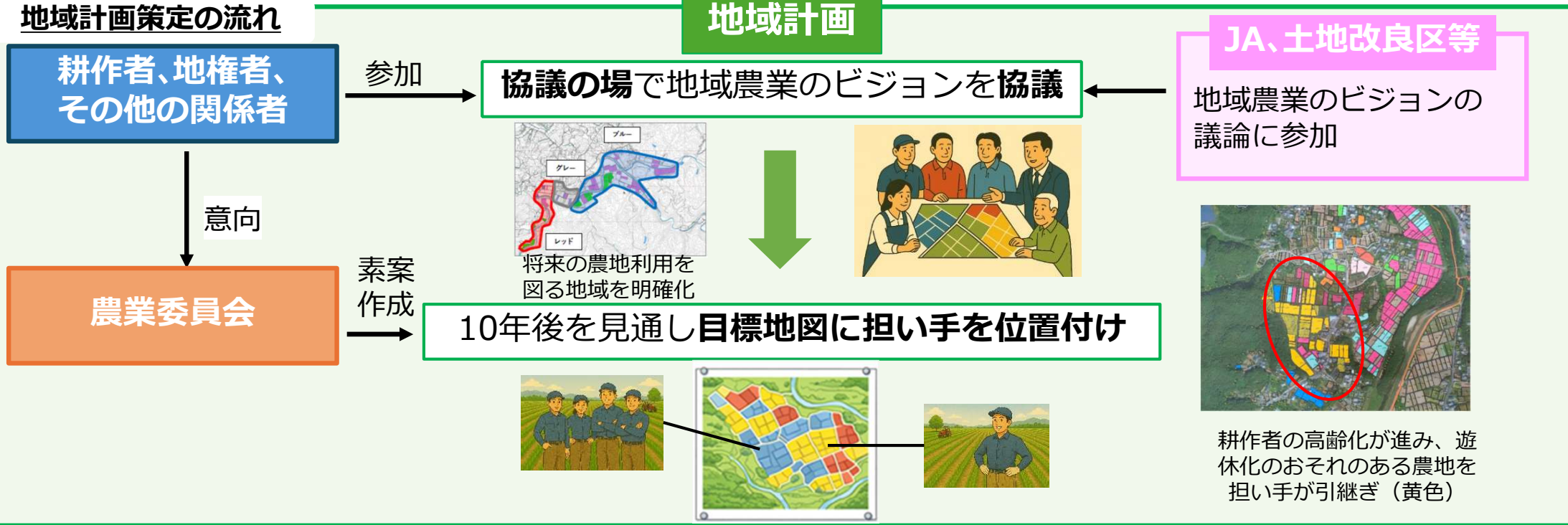
- 放牧や蜜源作物・エネルギー作物の作付けなど、**農地を粗放的に利用**



# 地域計画について

- 地域計画は、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、**地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農地利用を目標地図として明確化するもの。**
- 地域計画の目標地図において、**10年後の受け手が明確化された農地は、現在の耕作者が離農後速やかに、次の担い手に引き継ぐことが可能になる。**
- **地域の耕作者と地権者が協議に参加し、地域全体の合意形成を図ることで、地域ぐるみの利用調整が行われることから、従来の出し手と受け手の個別の調整負担の低減にも寄与する。**

## 地域計画策定の流れ



### <相対で調整する際の課題>

- ・ 賃料や期間等の諸条件の調整
- ・ 出し手と受け手の個人的関係



貸付に至りにくい



目標地図に沿って離農農地を円滑に引継ぎ

### <出し手のメリット>

- ・ 地域の合意に基づき、安心して貸せる

### <受け手のメリット>

- ・ 地域の関係者が一体で、貸付をバックアップ

地域の農地の有効利用  
**遊休農地の発生防止**

# 地域計画のブラッシュアップについて

- 地域計画が作成された422万haの農地のうち、現段階では、134万haにおいて将来の受け手が位置付けられていないことから、農地の利用に関する話し合いを継続し、農地の有効利用の確保と遊休農地の発生防止に向け、受け手不在農地を解消する地域計画のブラッシュアップが当面の重要課題。
- このため、市町村を中心に地域計画の協議に向けた推進体制を整備するとともに、農業委員会においては、受け手不在農地の地権者や耕作者の意向把握を徹底し、地域計画の協議の場において情報を提供、議論を促していくことが重要。
- 受け手不在農地には遊休農地や営農実態が確認できない農地も含まれており、これらの農地も含めて、地域計画のブラッシュアップの意向把握の中で、関係者の意向把握を一体的に進めていく。

## <地域計画の策定状況>

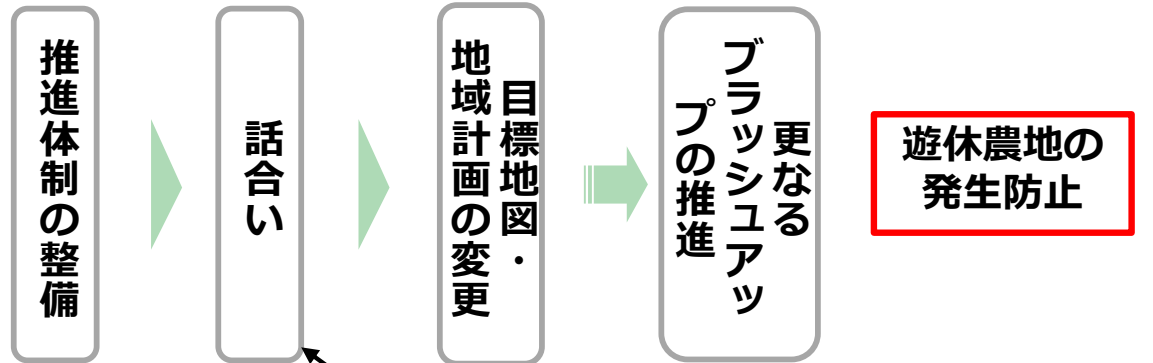
項目	令和7年4月末時点
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ha
うち 将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万ha (31.7%)

※農用地等面積には、共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

受け手が位置付けられていない農地



## <地域計画のブラッシュアップの進め方>



情報提供

農業委員会が地域の議論を牽引

- 市町村の農業者等からの相談窓口の明確化
- 関係機関による横断的な推進体制整備

広域営農者等リスト



営農意向アンケートで  
参入意向を関係機関に共有  
(東北農政局取組)

サポート

【話し合いに向けた調整】

- 地域内外の担い手や未参加者への呼びかけ



【意向把握】

- 地権者や耕作者等の意向把握の徹底



# 委員提出意見に対する検討状況 (委員提出資料 記 1. 農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しに関する全体の方向性)

	意見	検討状況
	<p>地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地面積134万haと「3割超」の受け手不在となる10年後に向けては、もはや「マッチングの不備の解消」ではなく産業構造の転換も必要であり、将来的な構造改革に向けて、地域区分の特性を考慮した上で、制度面・運用面の見直しが必要ではないか。</p>	<p>地域計画は、10年後の受け手を明確化し、<b>速やかに次の担い手に農地を引き継ぐことで、遊休農地の発生防止</b>や、地域の合意形成を通じた<b>遊休農地の有効活用</b>にもつながる仕組み。</p> <p>地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地は、<b>地権者や耕作者等の関係者の意向把握や協議が十分に行われていないものも多いことから、地域計画のブラッシュアップを通じて、受け手不在農地の解消を進めていくことが重要。</b></p>

# 委員提出意見に対する検討状況 (委員提出資料 記 2.農地利用最適化のための制度面・運用面の当面の見直しに関する個別の方向性)

	意見	検討状況
対応策②	農地中間管理機構の賃貸借契約に係る事務負担を軽減する観点から、手続きの簡素化と関係者の負担軽減を行うべきである。	申請者の農地の利用状況や耕作に必要な機械の所有状況等を記載した書類の添付を、更新の場合には原則不要とするなど、 <b>添付書類を簡素化する省令改正を実施済</b> 。
対応策②	農地中間管理機構の賃貸借契約更新について、自動的に契約が更新されるようにするなど、法改正を含めて対応を検討すべきである。	農用地利用集積等促進計画の更新については、農地所有者からの <b>同意取得の方法の改善など、</b> 手続き改善に向けて <b>検討を進める</b> 。
対応策③	所有者不明農地制度について、標準処理期間の設定等を含め、農業委員会の適切な運用を促すための支援策を講ずるべきである。	所有者不明農地制度の <b>標準的な事務処理期間の設定に向けた検討を進める</b> 。
対応策⑤	農地利用最適化に向けて、目指すべき農地集約率など必要なデータは何か検討し、当該データを集めるための方策を検討すべきである。	農地の集約化の進捗率を定量的に評価するための手法について、 <b>生産品目や経営規模、地理条件等による事情の違いを踏まえつつ、</b> 検討を進める。
対応策⑤	市町村が作成する地域計画の目標地図の出力様式について、GISデータ等の様式に統一し、各種分析に活かせるような体制の整備が必要である。	市町村が作成する目標地図の出力様式について、市町村の負担も踏まえつつ、 <b>GISデータ等への統一に向けた課題や実現可能性について</b> 検討を進める。

	意見	検討状況
対応策①	貸主の承諾は原則不要とする農地中間管理事業法第18条第10項の趣旨について各市町村への周知を行うべきである。	農地中間管理事業法第18条第10項は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地を貸し付ける際に、 <b>貸主又は賃貸人の承諾を不要</b> とするもの。地域計画の協議の場等において、地権者が参加せず、かつ、地権者の意向が不明な場合、農地の集約化に向けた協議が進まないとの声があることを踏まえ、 <b>地域計画に基づく農地の集約化が迅速かつ円滑に進むよう</b> 、各市町村に対して、 <b>当該規定及び趣旨について、地域計画の見直しにおける議論の場において周知徹底</b> するよう、通知する予定。
対応策①	「複数の賃借希望者がいた場合は、各地域で農地集約の観点から合理的な貸付先を選択する」方式で行うことが必要であるとの解釈を明らかにし、周知徹底すべきである。	農地中間管理機構は、地域計画の達成に資するよう農地の貸付けを行うことと規定されており、 <b>複数の賃借希望者がいる場合には、地域計画に位置付けられた者を貸付先とすることが適当</b> 。
対応策②	農用地利用集積等促進計画の作成期間について、標準処理期間を設けた上で、農用地利用集積等促進計画の許可権限の移譲を含め、手続の合理化・迅速化を各都道府県に促すべきである。	農地中間管理機構による <b>農用地利用集積等促進計画案の受付から都道府県知事による認可・公告までの期間を2～3か月程度で処理している事例</b> や <b>認可・公告の権限を市町村に移譲することにより処理期間を1か月程度で処理している事例</b> を公表するとともに、 <b>事務処理の迅速化について各農地中間管理機構に通知</b> する予定。 他方、農用地利用集積等促進計画の作成に当たって、 <b>地域の実情に応じ、出し手と受け手の借入条件の調整に要する期間が異なることから、一律に処理期間を設定することは困難</b> 。

	意見	検討状況
対応策④	<p>農業委員会の利用意向調査の結果については公表が行われていない。農林水産省は毎年度各市町村の農業委員会の利用意向調査の結果を公表すべきではないか。</p>	<p>遊休農地の利用意向調査の結果はeMAFF農地ナビにおいて公表することとされており、<b>公表が行われるよう農業委員会に周知・徹底するとともに、都道府県単位の利用意向調査の結果を公表する予定。</b>                      なお、<b>遊休農地の利用意向調査の合理化を図る観点から、eMAFF農地ナビにおいて農地中間管理機構への貸付意向を公表した農地については、次年度以降の利用意向調査の対象から除外することを検討する。</b></p>
対応策④	<p>農地中間管理機構に相談窓口を設け、当該窓口を利用意向を示した者がいる農地については、農地中間管理機構の借受基準に該当することを明確化し、勧告の対象とするべきではないか。</p>	<p>農地中間管理機構や農業委員会に確認したところ、受け手の希望があるものの、<b>農地中間管理機構の借受基準に該当しないことで利用権設定が進まないという事例は確認できなかった。</b>                      他方、遊休農地の利用意向が地域計画の協議に反映されるよう、<b>地域計画の様式に遊休農地の解消に向けた取組の欄を追加するとともに、協議の場に参加できるよう事前案内を行う旨、市町村向けのマニュアルに明記する予定。</b></p>
対応策④	<p>除草又は耕耘のみが行われている農地について、担い手がいるにも関わらず利用権の移転が進まない場合の相談窓口を設け、当該窓口寄せられた内容等を整理し、公表すべきではないか。</p>	<p>除草又は耕耘のみが行われ、貸付けがなされていない農地の実態把握を行うため、市町村に地域計画に関するアンケート調査を実施する際、<b>借受意向がありながら貸付を拒んでいる事例及び解決に至った好事例を収集・整理し、公表する予定。</b></p>

委員提出意見に対する検討状況 (委員提出資料 記 3. 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ (第6回) での議論等を踏まえた追加の方向性)

	意見	検討状況
<p>対応策 ⑤</p>	<p>農地集約率について市町村、水田・畑の単位に分けて設定すべきではないか。</p>	<p>農地集約率については、農林水産政策研究所と協力し、GISデータ取得や他データとの連携、地目を含む種々の条件設定による解析手法の選定等の研究・分析を行った上で、令和8年度中に算定方法の案を公表し、令和9年度に算定方法の案に基づく市町村ごとの農地集約率の試算結果を取りまとめ、公表する予定。その上で、現場活動の分析に活用しながら、算定方法の改良を進め、市町村ごとの農地集約率についても必要な改定を行うとともに、農地利用最適化の観点から優良な事例を公表する予定。</p>
<p>対応策 ⑤</p>	<p>担い手不在農地をeMAFF地図に公表すべきではないか。</p>	<p>目標地図の担い手不在農地のeMAFF農地ナビでの公表については、農地台帳、地域計画及びeMAFF農地ナビの間のデータ連携について、GISデータ等への統一に向けた検討の中で、一体的に検討していく。</p>